

標題：

ギリシャ籍 GMDSS 適用船の無線設備に
要求される補助電源の件

NKテクニカル インフォメーション

No. : 208

Date : 平成 9 年 2 月 25 日

関係船主、造船所 各位

ギリシャ籍船舶に GMDSS 無線機器を搭載する場合のギリシャ政府の事前承認につきましては NK テクニカルインフォメーション No. 136 (平成 6 年 5 月 10 日付) でお知らせ致しましたが、この度ギリシャ政府より GMDSS 無線機器に要求される補助電源の要件に関して下記の通り通知がありましたのでお知らせします。

記

保守の方法として装置の二重化が選択されている場合、補助電源として使用されている電池は次のいずれかを満たすこと。

1. 電池は、充電器に恒久的に接続されていること。この充電器が故障した場合には、同等の性能を備えた第二の充電器に接続されるよう構成されていること。
2. 電池は、故障により自動的に低電圧警報を発する機能を備えた充電器に恒久的に接続されていること。更に、この充電器が故障した場合に備えて、電池充電の為の同等の性能の可搬型充電器が備えられていること。可搬型充電器に代えて追加の電源(例えば電池)に直接接続してもよい。

以 上

お問い合わせ：材料舾装部

Tel: 03-5226-2020

Fax: 03-5226-2019

ClassNK
財団法人 日本海事協会
東京都千代田区紀尾井町4番7号 〒102

このテクニカルインフォメーションは貴社のお役にたてばと思って情報を提供するものです。必要に応じて貴社のご判断、責任においてご利用下さい。
疑問についてはいつでもご相談下さい。